


所管部課	市民部保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する 条例について			区分	○ 1審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>国民健康保険の制度改革により、平成30年4月1日から国民健康保険は、都道府県と区市町村がともに運営を担うこととなった。 このことから、国民健康保険法の改正に合わせて、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>①第1条 (改正前)「東大和市国民健康保険の被保険者」 (改正後)「東大和が行う国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)」</p> <p>②第2条第1号 (改正前)「国民健康保険法第5条の規定に基づく東大和市国民健康保険の被保険者」 (改正後)「国民健康保険法第5条の規定による被保険者」</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正と整合を図ることにより、国民健康保険制度改革後の事業執行が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。